

文部科学省 御中

資料等提出依頼

平成18年6月6日
規制改革・民間開放推進会議
重点事項推進ワーキンググループ
教育サブワーキング
責任委員 草刈隆郎

去る5月18日(木)の重点事項推進ワーキンググループには、ご多忙の折、ご出席をいただき、ありがとうございました。

ヒアリング後の資料等提出依頼事項として添付のとおり送付させていただきますので、大変恐れ入りますが、6月13日(火)までに回答をいただきたく、お願い致します。また、提出された回答は、ホームページ等において公開させていただきますたく存じます。

以上

本件連絡先
内閣府規制改革・民間開放推進室
教育WG事務局
(電話：5501-2809)

資料等提出依頼

1. 本年5月18日開催の当会議重点事項推進ワーキンググループにおいて、内閣府「学校制度に関する保護者アンケート」(平成17年9月実施)について、貴省より「それは意識調査の側面を、おたく様がこう見るならば、それはいろいろな見方は確かにある、内閣府の調査結果だけが妥当なエビデンスベーストとは必ずしも言えない。」との発言があったが、本アンケートの調査方法、調査結果等に関して、貴省として疑問点・問題点等、懐疑的な見解があれば、具体的に示されたい。
2. 同じく、貴省より、「90年代の時期、主に保守党であります、この段階におきまして国全体で教育水準が上がったというものにつきましては、余りないのではないかと思います。イギリスにおきます一般的な感覚といたしましては、90年代初め、保守党におきましては、必ずしも教育水準は上がらなかったと。97年になりまして、ブレア政権になって教育改革ということが具体的な柱となり、学力の目標設定、予算の充実といった改革が進んでいく中で、現在よく言われます、イギリスの改革は進んでいる」との発言があったが、この点について因果関係を証明するデータを示されたい。
3. 先進諸外国において、日本の教育委員会のように、国や自治体から独立した委員会組織が教育行政を直接執行し、それが一律に例外なく行われている事例があれば、示されたい。

また、首長に教育行政の権限があるために、教育現場に政治性を持ち込む、教育方針が朝令暮改となっている等の具体的弊害の事例があれば、示されたい。

【「教育バウチャーに関する研究会」資料について】

4. アメリカにおける教育バウチャー制度の教育上の成果について、ミルウォーキー市のプログラムに関してはGreene,Peterson,Hoxbyが、クリーブランド市のプログラムに関してはGreene,Peterson,Howell,Metcalfが定量的な効果検証の論文を発表している中で、「諸外国においては、教育バウチャー制度そのものの捉え方が一様ではない上、その実施例も極めて少なく(米国ではミルウォーキー市、クリーブランド市など6地域のみ、英国では97年に保育バウチャーを廃止決定等)教育上の成果についても十分に検証されていない。」とのみ記載する論拠を示されたい。

特に、「バウチャーの導入によって、学力が向上したという報告や、学力向上は見られなかった、あるいは一部学力低下が見られた、という報告が両方存在し、定まった結果は得られていない。」との報告も記載されているが、研究会が引用している「学力向上は見られなかった、あるいは一部学力低下が見られた」という論文は、ミルウォーキー市のプログラムを検証したWitteの1995年の論文と、クリーブランド市のプログラ

ムを検証した Greene らの 1997 年の論文である。どちらも当室で把握している学力向上が見られたと効果検証を行った上記論文よりも古いものである。

5. アメリカにおいてバウチャーの全国的な導入に至っていない理由として、「政教分離に違反するのではないか」という議論もあり、中には地方裁において違憲判決もあった。」ことを挙げているが、そもそも政教分離については、機関補助方式の場合に先鋭的な問題となるものであり、個人補助方式を前提とするバウチャーの場合に政教分離が問題とされるのは米国では例外的である。すなわち、機関補助による場合に宗教教育担当教員の人件費支出などが厳格に禁止されていることは米国では当然の前提となっている。個人補助というバウチャー形式による場合は、特定宗教への援助という色彩が薄まることを前提として、それでも一定の場合には政教分離を貫徹するうえで留意が必要であるという文脈での憲法論議がなされてきている。少なくとも、このような事情を遺漏なく踏まえてバウチャーに関する米国事情を認識すべきものであると思量する。仮に米国において、バウチャー自体が、政教分離原則を徹底する上で、固有に問題となるとする具体的かつ理論的な論拠があるのであれば、それを明確に示されたい。加えて、日本において、仮に現行の機関補助（現行の私学助成では、神父、僧侶による宗教教育を行う人件費も端的に公的に出費されている）と比べて、政教分離を徹底する上でいっそう問題が激化することになるという蓋然性及び論拠があるのであれば、併せて明確に示されたい。なお、2002 年 6 月 27 日には、連邦最高裁が合憲判決を下していることについて、どのように認識しているかについても示されたい。
6. チリのバウチャー制度について、貴省所轄の政策研究機関、国立教育政策研究所総括研究官である斉藤泰雄氏が「国立教育政策研究所紀要第 133 集」（2004 年）の中で教育バウチャー制度が「チリの教育に何らかの肯定的な成果をもたらしたことは否定できない」と一定の評価をしている中で、「バウチャープログラム導入の結果として、テストスコアで測られた平均的な教育成果が改善したとの結果は見いだせなかった」との報告のみを記載する論拠を示されたい。
7. スウェーデンの事例について、「ナッカ市は、1992 年から子ども一人当たりにかかる総教育費を決め、それを人数に応じて機械的に配分し、その用途を完全に学校に任せるといったシステムを採っている。同じようなシステムは、290 あるコミューンのうち、ナカ市のほか 10 程度しか採っていない。また、そのほとんどが、保守党（穏健党）が与党であったり、以前政権党だったコミューンである。」と記載している。1994 年に政権交代で社民党政権が復活してもなお、国の施策としてバウチャー制度の廃止や見直しの動きなどについては把握していないが、政党について殊更に言及するのであれば、それがどのように制度に反映されているのか示されたい。
8. ナッカ市のようなシステムが全コミューンに広がりを見せないのは、スウェーデンは人口密度が低く、学校選択が物理的に可能なのは大都市及び大都市近郊のコミューンに

限られるという事情があり、また一方で私立学校が設立されている地方自治体の数は1993年の全289市中85市(29.4%)から2004年の290市中171市(58.9%)と6割に迫っており、学校選択の対象は確実に増えているという事実があるが、この点について貴省の見解を示されたい。

以 上